

法務省施第989号  
令和8年4月9日

京都府京都市東山区東大路松原上る東入星野町93  
魚住設計一級建築士事務所  
代表者 魚住 栄太郎 殿

支出負担行為担当官

法務省大臣官房施設課長 細川 隆夫  
(公印省略)

業務成績評定通知書

貴社が受注した下記の業務について、法務省建築関係建設コンサルタント業務成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して10日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を含む。）以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により郵送します。

また、説明を求める場合の書面の送付先及び手続等についての問合せ先は、下記のとおりです。

記

- 業務名 滋賀拘置支所構内整備工事監理業務
- 履行期間 令和7年6月11日～令和8年3月19日
- 完了検査年月日 令和8年3月19日
- 業務評定点  
別紙「建築設計等委託業務成績評定通知表」のとおり
- 送付先  
所在地 〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1  
担当課 法務省大臣官房施設課技術企画室  
電話 03-3580-3409
- 書面の宛先 支出負担行為担当官 法務省大臣官房施設課長
- 手続等の問合せ先 上記5 担当課に同じ

## 建築設計等委託業務成績評定通知表

令和8年4月9日

発注者名 法務省大臣官房施設課長 細川 隆夫

業務名称	滋賀拘置支所構内整備工事監理業務		
契約金額	当初:	金4,400,000円	最終 金4,851,000円
履行期間	当初:	令和7年6月11日～令和8年1月30日	最終:令和7年6月11日～令和8年3月19日
完了年月日	令和 8 年 3 月 19 日		
完了検査年月日	令和 8 年 3 月 19 日		
契約相手方名称・所在地	名称: 魚住設計一級建築士事務所 所在地: 京都府京都市東山区東大路松原上る東入星野町93		
管理技術者氏名	魚住 栄太郎		
担当主任技術者氏名	建築: 小森 健司 電気: 橋本 忠俊 機械: 石黒 智朗		
業務評定点			
( 73 ) 点			

注、業務履行中又は業務完了時に生じた事由による減点がある場合、それを加算している。